　　　　　　　　　　　　　　会　則

　（総則）

第１条　本会は、「　　　　　　　　　　　　　」と称し、事務局を会長宅に置く。

　（目的）

1. 本会は、会員の健康増進と会員相互の親睦を図り、　　　　　　　　　等の活動を行う。

（組織の構成）

第３条　本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者を以って構成する。

（事業）

第４条　本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

(１)

(２)

（３）　その他、会の目的達成のために必要な事業。

（役員）

第５条　本会に会員の中から次の役員を置く。

１　会　長　　　２　副会長　　　３　会　計

（役員の任期）

第６条　役員の任期は原則として１年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第７条　役員の任務は、次のとおりとする。

(１)　会長は､会を代表し会務を統括する。

(２)　副会長は､会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(３)　会計は、本会の会計事務を処理する。

　(４)

　(禁止行為)

第８条　本会は次のことを行ってはならない。

　(１)　営利事業に関すること。

　(２)　政党や宗教活動に関すること。

（経費及び会計年度）

第９条　本会の経費は､会費及びその他の収入等を以って充てる。また、会計年度は

　毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

（会費）

第１０条　本会の会費は会員一人あたり月額　　　　　　円とする。

　附　則

　本会則は、　　　　年　　　月　　　日から施行する。